

# 第8 予防行政の現況

## 主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習



## 第 8 予防行政の現況

### 1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

消すまでは 心の警報 ON のまま （平成 25 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

## (6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」として的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

## 2 民間防火組織

### (1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県においては、昭和 30 年 4 月 1 日に支部規約を制定し、県防災局長が支部長となっている。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものの事例として、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、平成 25 年 8 月 1 日現在で、907 のクラブ、148,913 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校（平成 25 年度は、7 月 31 日から 8 月 2 日の 3 日間実施し、約 1,500 名のクラブ員が入校した。）をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（統計資料第 6-8 表「平成 24 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び統計資料第 8-1 表「少年消防クラブの状況」のとおり。）

### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱い方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に積極的に活動するほか、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、平成 25 年 4 月 1 日現在 26,717 名のクラブ員を擁した 351 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（統計資料第 6-8 表「平成 24 年度消防表彰受賞者（その 5）」及び統計資料第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」のとおり。）

## 3 自主防火体制

### (1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 m<sup>2</sup>以上又は非特定防火対象物で 500 m<sup>2</sup>以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

平成 25 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況(その 1)」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 79.6%、また、消防計画作成届出率は 71.8%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

## (2) 共同防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、管理について権原の分かれている一定の建物については、消防法で防火管理業務が統一的に行われるように共同防火管理を義務付けている。

共同防火管理制度は、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が一部改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から制度の強化が図られている。共同防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当し、これらの建物の各管理権原者は、共同防火管理協議会の設置、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成等を協議して定めておかなければならないこととされている。

平成 25 年 3 月 31 日現在の共同防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

## (3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m<sup>2</sup>程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、平成 25 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、統計資料第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

## 4 消防用設備等

### (1) 防火対象物の実態

平成 25 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m<sup>2</sup>以上のもの）の数は、統計資料第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

### (2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定によ

り、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和49年6月1日に消防法が、また同年の7月1日及び12月2日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和62年6月6日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和62年10月2日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和63年4月1日から施行されている。同様に、平成2年3月18日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成2年12月1日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成14年8月2日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成15年10月1日から施行されている。

ここ数年の施行令等の改正に関して、平成19年1月20日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックスでの火災で多数の死傷者が発生したことをうけ、火災の際、その早期覚知・伝達を確実にを行い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックスや個室ビデオ店は、平成20年10月1日付けで消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令別表第一に(2)項ニが新たに定められるとともに、カラオケボックス等は従前においては、300㎡以上で自動火災報知機の設置が義務付けられていたが、平成20年10月1日以降はすべてのカラオケボックス等において設置が義務付けられた。

さらに、平成18年1月8日、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災による被害（入所者7名が死亡、3名が負傷）を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設について、防火安全対策を強化するため、平成19年6月13日に消防法施行令・消防法施行規則を改正し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が義務付けられた。

### (3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、統計資料第 8-7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導體制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。また、昭和 55 年 8 月 16 日に発生した、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災にかんがみ、昭和 56 年 1 月、消防法施行令が改正され、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備が加えられ、併せて大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてもその設置が義務付けられた。

### (4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

平成 25 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、統計資料第 8-8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、全体で 49.7%と報告率はまだ低く、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされており、消防設備点検資格者は、一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが、この講習を実施する機関として昭和 50 年 8 月財団法人日本消防設備安全センターが設立され、当該指定講習のほか、消防用設備等の品質性能の自主管理、保守業務円滑化の推進、消防用設備等に関する情報の提供等の業務を実施し、消防用設備等の保守体制の確立に寄与することとされている。

愛知県においては、昭和 52 年 4 月（財）愛知県消防設備安全協会が設立され、上記指定講習を（財）日本消防設備安全センターからの委託により実施するほか、保守業務推進の啓発に努めている。

### (5) 防災規制

#### 防災物品の使用の現状

消防法第 8 条の 3 の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

平成 25 年 3 月 31 日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、統計資料第 8-9 表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

### (6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等进行检查する等の立入検査を行っている。

平成 24 年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、統計資料第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。



立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

#### (7) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増設等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増設等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

なお、昭和59年2月21日に消防法施行令が改正され、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等、消防同意事務の簡素合理化が図られた。

平成24年度中の県内の消防同意事務処理件数は、統計資料第8-10表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

## 5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和55年11月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和56年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く

一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「防火対象物定期点検報告制度」に基づく「防火優良認定証」及び「防火基準点検済証」の表示がされ、また、防火対象物定期点検報告対象外の旅館ホテル等については、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされている。

## 6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した(財)消防試験研究センターが実施しており、平成 24 年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は統計資料第 8-12 表「平成 24 年度消防設備士試験状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から平成 24 年度までの実施状況は、統計資料第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

## 7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にやり、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から(財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、平成 24 年度までに実施した講習の受講者は統計資料第 8-14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。



第8-1表 少年消防クラブの状況

25.8.1現在

区分 団体名	計		区分 団体名	計		区分 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数		組織数	クラブ員数		組織数	クラブ員数
県計	907	148,913	知多中部 広域事務組合	28	4,919	西春日井 広域事務組合		
			半田市	13	2,490	清須市	-	-
名古屋市	123	1,958	阿久比町	4	487	北名古屋市	-	-
豊橋市	52	7,410	東浦町	7	1,039	豊山町	-	-
岡崎市	70	19,492	武豊町	4	903			
一宮市	42	7,757	海部東部 消防組合	6	610	設楽町	-	-
瀬戸市	29	6,061	あま市	5	433	東栄町	-	-
春日井市	53	1,099	大治町	1	177	豊根村	-	-
豊川市	26	3,798	尾三 消防組合	34	8,805			
津島市	12	1,087	日進市	13	3,654			
豊田市	101	21,039	東郷町	9	2,020			
西尾市	36	8,339	みよし市	12	3,131			
蒲郡市	7	2,342	丹羽広域 事務組合	6	378			
犬山市	14	1,905	大口町	3	178			
常滑市	6	121	扶桑町	3	200			
江南市	10	2,064	海部南部 消防組合	4	200			
小牧市	25	8,940	弥富市	3	150			
稲沢市	27	579	飛島村	1	50			
新城市	1	363	知多南部 消防組合	12	758			
東海市	18	5,615	南知多町	6	307			
大府市	8	1,358	美浜町	6	451			
知多市	15	4,415	衣浦東部 広域連合	71	18,870			
尾張旭市	9	1,723	碧南市	12	2,967			
岩倉市	5	406	刈谷市	21	3,058			
豊明市	12	164	安城市	29	9,944			
田原市	27	3,050	知立市	7	1,410			
愛西市	6	723	高浜市	2	1,491			
長久手市	1	1,218						
蟹江町	2	100						
幸田町	9	1,247						

第8-2表 婦人防火クラブの状況

25.4.1現在

区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況	区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況
	組織数	人員			組織数	人員	
県計	351	26,717	25	丹羽広域事務組合	41	17,218	
名古屋	14	970	△	大口町	-	-	
豊橋	48	531	○	扶桑町	41	17,218	
岡崎	28	565	○	海部南部消防組合	-	-	
一宮	11	409	○	飛島村	-	-	
瀬戸	11	413	○	弥富町	-	-	
春日井	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊川	1	50	○	南知多町	-	-	
津島	1	23	○	美浜町	-	-	
豊田	10	251	○	衣浦東部広域連合	49	1,834	
西尾	1	103	○	碧南市	7	1,328	○
蒲郡	1	46	○	刈谷市	22	151	○
犬山	1	440	○	安城市	20	355	○
常滑	1	24	○	知立市	-	-	
江南	-	-		高浜市	-	-	
小牧	68	1,165	○	西春日井広域事務組合	11	22	
稲沢	-	-		清須市	11	22	
新城	1	30	○	名古屋	-	-	
東海	-	-		豊山町	-	-	
大府	-	-		設楽町	-	-	
知多	7	158		東栄町	4	91	
尾張旭	1	90	○	豊根村	-	-	
岩倉	1	82	○				
豊明	34	1,261	○				
田原	-	-					
愛西	-	-					
長久手	1	107	○				
蟹江町	-	-					
幸田町	1	28					
知多中部広域事務組合	-	-					
半田市	-	-					
阿久比町	-	-					
東浦町	-	-					
武豊町	-	-					
海部東部消防組合	2	486					
あま市	1	23	○				
大治町	1	463	○				
尾三消防組合	2	320					
日進市	1	154	○				
東郷町	1	166	○				
みよし市	-	-					

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

25.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者 選任義務対 象者数(法第 8条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況	
				選任届出数 (法第8条 第2項)	選任率 %	計画届出数 (規則第3 条第1項)	作成率 %
1	イ	劇場・映画館	97	95	97.9	91	93.8
	ロ	公会堂・集会場	3,420	2,979	87.1	2,807	82.1
2	イ	キャバレー等	148	120	81.1	113	76.4
	ロ	遊技場	497	440	88.5	415	83.5
	ハ	風俗営業等	49	41	83.7	39	79.6
	ニ	カラオケボックス等	270	250	92.6	239	88.5
3	イ	待合・料理店	80	73	91.3	67	83.8
	ロ	飲食店	6,528	5,163	79.1	4,708	72.1
4		百貨店・店舗	6,222	4,864	78.2	4,543	73.0
5	イ	旅館・ホテル	1,098	996	90.7	977	89.0
	ロ	共同住宅	13,232	10,784	81.5	9,421	71.2
6	イ	病院・診療所	1,517	1,276	84.1	1,195	78.8
	ロ	老人短期入所施設等	1,257	1,150	91.5	1,102	87.7
	ハ	老人デイサービスセン ター等	2,307	2,180	94.5	2,058	89.2
	ニ	幼稚園等	581	570	98.1	543	93.5
7		学校	2,393	2,239	93.6	2,122	88.7
8		図書館	219	202	92.2	192	87.7
9	イ	蒸気・熱気浴場	46	44	95.7	42	91.3
	ロ	公衆浴場	97	92	94.8	81	83.5
10		停車場	42	27	64.3	24	57.1
11		神社・寺院	1,551	1,224	78.9	1,141	73.6
12	イ	工場・作業所	2,904	2,617	90.1	2,292	78.9
	ロ	映画スタジオ	7	4	57.1	4	57.1
13	イ	駐車場	31	24	77.4	18	58.1
	ロ	航空機格納庫	4	4	100.0	4	100.0
14		倉庫	510	423	82.9	370	72.5
15		事務所	4,833	3,892	80.5	3,561	73.7
16	イ	複合用途(特定)	14,243	9,573	67.2	8,229	57.8
	ロ	複合用途(非特定)	2,375	1,618	68.1	1,390	58.5
16の2		地下街	11	6	54.5	6	54.5
17		文化財	37	31	83.8	29	78.4
計			66,606	53,001	79.6	47,823	71.8

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

25.3.31現在

区分	項目	共同防火管理 実施対象数	協議事項届出状況	
			協議事項届出数	届出数 %
高層建築物		480	410	85.4
1	イ			
	ロ	7	7	100.0
2	イ	4	3	75.0
	ロ	3	3	100.0
	ハ	14	12	85.7
	ニ			
3	イ			
	ロ	98	85	86.7
4		30	26	86.7
5	イ	9	9	100.0
	ロ	128	70	54.7
6	イ	5	5	100.0
	ロ	7	7	100.0
	ハ	6	5	83.3
	ニ			
7				
8				
9	イ			
	ロ			
10				
11				
12	イ			
	ロ			
13	イ			
	ロ			
14				
15		121	103	85.1
16	イ	4,213	3,237	76.8
	ロ	586	448	76.5
16の2		7	7	100.0
16の3				
合計		5,718	4,437	77.6

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
県計	232,769	157	3,561	91	646	64	272	110	5,974	9,606	1,439	74,152	3,483	1,562	3,130	848
地上5階以上のもの	27,694	6	42	2	34	22	16	2	115	130	460	16,868	300	158	30	
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,676	23	107	5	25	12	13	15	136	169	241	1,987	234	91	52	39
市計	218,971	139	3,298	88	608	63	260	108	5,609	9,018	1,103	70,188	3,288	1,481	2,897	823
地上5階以上のもの	27,181	6	42	2	33	22	16	2	115	130	416	16,519	291	153	29	
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,490	23	100	5	25	12	13	15	133	167	191	1,960	230	89	49	39
名古屋市	53,827	34	455	9	122	51	67	25	1,295	1,554	286	18,831	680	548	701	273
地上5階以上のもの	17,444	1	26		26	22	15	2	92	79	190	9,868	143	81	10	
地下を有するもの 及び地階のみのも	5,585	7	38	2	14	12	11	11	84	81	104	1,499	113	54	21	24
豊橋市	13,736	8	240	8	49	1	17	5	535	754	50	4,480	237	43	156	38
地上5階以上のもの	756		1		1		1		9	12	18	382	18		1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	274	1	3	2	1			1	11	8	6	13	13	2	2	
岡崎市	13,426	8	241	8	33		16	6	277	534	56	4,686	208	63	158	64
地上5階以上のもの	865	1	1	1	1				1	9	18	560	11	6	2	
地下を有するもの 及び地階のみのも	354	1	5						7	10	7	66	10	3	4	4
一宮市	11,280	6	160	10	68	9	20	9	398	561	78	2,919	204	77	170	49
地上5階以上のもの	806		3						1	14	16	541	23	7	3	
地下を有するもの 及び地階のみのも	57	2						2		4	6					
瀬戸市	4,883	3	54		7		2		70	164	12	959	51	28	52	11
地上5階以上のもの	268										2	209	8		3	
地下を有するもの 及び地階のみのも	150		1		1				1	8	3	19	4		3	1
半田市	4,043	3	53		15		5	3	97	171	16	1,235	51	29	53	21
地上5階以上のもの	236										10	150	4	3	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	77	1	1					1	1	1		10	1	2		
春日井市	10,373	2	135	6	19		19		204	398	16	4,029	166	60	119	41
地上5階以上のもの	957		1						1	5	10	727	8	10	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	219		5						5	9	5	45	10	2	3	1
豊川市	5,743	6	130	1	20		5	5	115	292	24	1,920	83	42	108	19
地上5階以上のもの	182		1						1		10	122	4	2	3	
地下を有するもの 及び地階のみのも	69		2						4		1	6	4	2	2	
津島市	2,238	4	29		17		2	11	90	145	4	544	69	20	32	12
地上5階以上のもの	96									1	1	65	2	4		
地下を有するもの 及び地階のみのも	18		1		1				1			1				
碧南市	2,991	3	53		6		2		45	121	13	689	41	8	34	10
地上5階以上のもの	87		1								1	64	2			
地下を有するもの 及び地階のみのも	38	2	2						1		2	3	2			



第8-4表 防火対象物数の状況

25.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
7,491	316	47	157	232	3,484	38,685	14	2,406	31	21,180	22,132	21,130	10,118	10	1	215	25	
517	7	2			19	337	2	74		246	2,075	4,209	2,020			1		
459	54	5	4	112	193	217	5	136		136	1,862	1,859	470	10	1	4		
7,215	287	47	154	226	3,232	35,964	14	2,334	9	19,414	20,770	20,302	9,785	10	1	211	25	
515	7	2			19	320	2	74		234	2,055	4,168	2,008			1		
455	53	5	4	112	190	207	5	135		134	1,807	1,850	467	10	1	4		
2,363	47	21	79	134	748	4,311	9	994	2	3,090	5,084	8,454	3,476	8		64	12	
324	4				18	123	2	37		148	1,490	3,128	1,614			1		
281	14	3	2	105	107	65	5	85		50	975	1,456	351	8		3		
318	9	5	9		137	2,375	2	114		1,522	1,410	866	336		1	8	3	
25						11		1		5	56	159	56					
17	3				7	5		8		5	76	74	15		1			
440	17	3	7	6	317	1,992		127		1,211	1,252	969	692			35		
22	1				1	14		2		3	70	103	38					
21	4				16	14		5		11	86	53	27					
252	7	3	19	1	210	2,669		52		955	996	896	467			14	1	
3		2				13		1		15	49	90	25					
	1							1		3	24	14						
175	14		4	2	71	1,546		65		525	413	366	286				3	
4						4		1		1	5	23	8					
13	2				4	17		6		10	26	19	12					
103	3	1	1	3	36	669		56		540	543	235	100			1		
						3		1		1	12	32	19					
3	1				1	3		1		2	38	9	1					
294	4		3	4	79	1,784	1	83	1	990	792	714	399	1		10		
14						16				7	35	82	40					
16	2				5	11		4		5	67	20	3	1				
174	4		1	3	75	1,312		54		583	421	213	127			6		
1						4		2		2	10	10	10					
4	1				9	3		1			19	10	1					
84	2		5		32	558		18		192	184	141	40			3		
3						2				1	4	4	9					
1	1										11	1						
57	4		2		61	679		25		343	380	208	207					
						6				2	8	2	1					
2	2				2	2				1	12	4	1					

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
刈谷市	5,572	4	45	3	24	2	6	1	163	247	14	2,219	96	31	38	20
地上5階以上のもの	376	1	1						2		13	235	7	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	122	1	4		2				2	4	2	10	13	2		
豊田市	14,869	8	355	3	33		16	2	295	603	94	4,570	186	57	162	52
地上5階以上のもの	981		2		1				2	4	21	641	11	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	437	1	14		3		1		4	16	11	66	22		4	3
安城市	5,804	5	85	5	10		10	7	125	261	14	2,051	69	25	83	30
地上5階以上のもの	494		1	1					1	2	12	355	3	5		
地下を有するもの 及び地階のみのも	52		1	1	1					1	3	6	2			
西尾市	5,378	4	155	3	11		6	3	129	269	46	1,132	91	33	95	7
地上5階以上のもの	119										12	68	3	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	70		2						1	1	12		2	2		1
蒲郡市	2,968	7	101	1	8		4		76	148	125	621	52	27	45	3
地上5階以上のもの	122	1							1	2	33	58	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	32	1	1								10	4	2	2	1	
犬山市	2,420	4	28		11		2		56	75	17	616	39	36	41	6
地上5階以上のもの	119		2							1	7	63	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	72	1	3		1				2	2	5	5	2	2		1
常滑市	2,651	5	41		4		1		58	154	17	402	34	10	45	2
地上5階以上のもの	86	1									7	48	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	38	1	1								1	1	2	1	2	
江南市	2,920	3	46	2	8		2	5	79	162	1	880	63	19	41	7
地上5階以上のもの	216											190	1	4		
地下を有するもの 及び地階のみのも	25		2							1		4	1			
小牧市	6,468	3	81		11		9		115	247	21	1,838	71	25	51	22
地上5階以上のもの	353		1								8	223	3	2	2	
地下を有するもの 及び地階のみのも	87		3		1				1	3	2	8	2			
稲沢市	4,136	4	84		12		5	12	87	182	14	1,086	82	42	65	4
地上5階以上のもの	250				1				1		6	181	5	3		
地下を有するもの 及び地階のみのも	39											2	1	1		
新城市	1,846	1	62	15	11			4	73	106	59	271	36	9	40	1
地上5階以上のもの	16											11	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	28	1	1						4			11			2	
東海市	4,234	3	64	2	18		6		134	216	12	1,361	68	18	35	11
地上5階以上のもの	323										3	250	4			
地下を有するもの 及び地階のみのも	55		1							5		9	1	3	1	

第8-4表 防火対象物数の状況

25.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
147	9	2	1	5	76	855		50		333	648	407	126					
3						11		6		2	54	34	5					
3		1			1	12		1		2	50	11	1					
519	22		4	12	239	2,457		230	2	947	1,610	1,451	933			2	5	
31						15		11			74	117	49					
26	1				6	31		9		8	113	67	31					
154	3				54	1,246		51		537	483	333	162			1		
3						4		4		1	22	59	21					
1					2	5		1			19	5	4					
155	11	4		1	110	1,293		23		637	572	432	134			22		
1						7					12	13	2					
	3				1	3				2	33	7						
93	4		2	3	50	830		20		328	179	179	61	1				
6						1				1	6	9	3					
	2					2					3	3		1				
86	47		1	2	54	407		19		231	235	231	161			15		
7						2		1		2	4	18	8					
8	2				5	2		1			14	9	6			1		
55	8			12	71	899		22	2	378	323	82	25			1		
								1		1	17	6	4					
2					1	4		1		1	19	1						
104	1		2	2	50	464		13		225	204	311	217			8	1	
2						3				1	3	10	2					
1				1						3	9	3						
145	4			4	61	1,341		39	2	1,176	621	381	199			1		
4						17				17	20	38	18					
4					5	4		4		1	32	14	3					
147	7		2	2	135	779		24		366	407	365	211			12		
2						9					13	24	5					
3	1				2	2					23	4						
100	10			3	44	472		20		117	207	151	31			3		
						1					1	2						
	2										5	1	1					
95	2	1		4	46	689		47		362	620	313	107					
3						4		1			21	24	13					
	1			2	7					22	3							

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
大府市	3,441	1	44	1	6		4	1	91	143	9	1,171	53	29	38	6
地上5階以上のもの	157				2						2	112	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	69		1						1	1		17	5	5		
知多市	2,437		70		2		1	1	40	71	10	954	44	14	40	8
地上5階以上のもの	144											109	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	48		3							1		11	1			1
知立市	2,533	1	37	2	3		5	1	62	89	6	1,239	26	11	25	6
地上5階以上のもの	221								1		3	170	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	38	1					1		1	1		11	1		1	
尾張旭市	2,257	1	35	1	5		3		56	105	2	842	45	23	34	7
地上5階以上のもの	174								1		1	134	2	2	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	39									1		13	1			1
高浜市	1,736		14		10		2		32	77	1	604	20	10	18	9
地上5階以上のもの	54											37		1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	8		1													
岩倉市	1,798		23	3	7		1	2	51	80	3	810	44	9	18	6
地上5階以上のもの	172										1	139	1	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	1											1				
豊明市	1,949	3	43		8		3		46	80	3	834	42	13	23	7
地上5階以上のもの	183	1									1	137	5	6		
地下を有するもの 及び地階のみのも	48	2										23	4	1		
日進市	2,192		5		12				169	176	8	847	69	34	49	9
地上5階以上のもの	202										1	147	4	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	79									1	6	33	2			
田原市	2,237		102	1	4		1		64	111	54	408	22	13	36	2
地上5階以上のもの	37										6	18	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	37		1								5	5	1	1		
愛西市	1,418	1	40	2	1		3		38	62	2	223	28	17	47	13
地上5階以上のもの	22										1	18				
地下を有するもの 及び地階のみのも	20		1													
清須市	2,746		27		8		3		76	84	2	827	50	8	53	2
地上5階以上のもの	134		1									87		2		
地下を有するもの 及び地階のみのも	3											1				
北名古屋市	3,811		34	1	13		6		115	168	5	1,222	43	15	41	5
地上5階以上のもの	130										1	98	3	2	1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	16								1			1	1			

第8-4表 防火対象物数の状況

25.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
59	1	2	2		40	818		23		255	288	251	105					
2						4				2	4	18	7					
5		1			1	8		1			10	13						
67	3			2	44	294		22		165	313	201	71					
1						15		1		11	3	1	2					
2					1	2		1			21	4						
54	2	1		1	30	245		15		110	189	204	169					
4						2		1			5	21	13					
1					1	2					6	8	3					
62	2		1	2	27	296		7		134	161	286	120					
2						2					7	21	1					
3	1			1							12	6						
46	3	1			8	426		10		191	110	89	55					
	1					4				1	2	6	2					
1	1											5						
40	1				33	203		4		136	93	189	42					
						1				1	2	20	6					
88	2			2	24	215		10		115	137	184	67					
15								2			2	14						
3	2					2		1			6	4						
122	5	3	1	3	24	137		10		74	245	139	51					
11	1										11	18	7					
14			1	1	1			1		1	10	8						
127	7		1	1	61	402		19		298	332	125	46					
						5					5	2						
			1			1				1	19	2						
81	1		1	1	20	442		5		176	114	68	31			1		
												2	1					
											19							
61	6		4	1	33	627	1	4		433	200	157	79					
2						9				3	8	18	4					
											2							
76	2		2		33	695		17		704	183	237	192			2		
6						1				3	2	11	2					
2	1				2					1	6	1						

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
弥富市	2,313		35	1	4		1		48	74	6	463	28	5	24	2
地上5階以上のもの	59										1	39	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	17												1			
みよし市	1,817	1	43		1				112	133	3	514	33	6	72	23
地上5階以上のもの	102								1			76	1		1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	25		1							1		4	5		2	1
あま市	2,503	2	37		3		2	5	45	86		845	30	8	38	9
地上5階以上のもの	103											82	2			
地下を有するもの 及び地階のみのも	8															
長久手市	1,977	1	12		4		3		48	115		1,046	34	16	17	6
地上5階以上のもの	135				1					1		105	2	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	136		1							1	7	52	1	4	1	1
町村計	13,798	18	263	3	38	1	12	2	365	588	336	3,964	195	81	233	25
地上5階以上のもの	513				1							44	349	9	5	1
地下を有するもの 及び地階のみのも	186		7						3	2	50	27	4	2	3	
東郷町	1,043		3		3	1	1		33	81	5	449	22	13	22	2
地上5階以上のもの	83										4	68	2	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも																
豊山町	961	2	14		3				41	38	12	182	8	3	10	1
地上5階以上のもの	35										1	21	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも																
大口町	1,014		25				1		23	32	1	258	11	4	11	3
地上5階以上のもの	21											6	2	2		
地下を有するもの 及び地階のみのも																
扶桑町	1,084	2	21		1				34	49		369	24	8	14	1
地上5階以上のもの	11											6			1	
地下を有するもの 及び地階のみのも	3											1				
大治町	941		9		1		1		9	34	1	424	7	3	12	3
地上5階以上のもの	34										1	28		1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	9															
蟹江町	1,237		21	1	4		2	1	49	54	5	524	20	3	20	4
地上5階以上のもの	88				1						2	64	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも																
飛島村	1,141	1	9						10	26		15	2	1	4	
地上5階以上のもの	8											2				
地下を有するもの 及び地階のみのも	9								1	1						

第8-4表 防火対象物数の状況

25.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
53	1			2	35	516		22		409	334	153	96			1		
1										3	3	7	4					
				1		1				1	12	1						
72	2			2	19	406				118	171	65	21					
7						3					8	5						
2	2					1					5	1						
52	3				33	530	1	2		426	127	149	69			1		
						3					2	10	4					
						1					4	2	1					
95	7			6	12	85		18		82	189	107	74					
6						1		1			5	7	5					
16	3			1	3	4		3		4	18	10	6					
276	29		3	6	252	2,721		72	22	1,766	1,362	828	333			4		
2						17				12	20	41	12					
4	1				3	10		1		2	55	9	3					
33					5	204				28	92	39	7					
											2	6						
10	2			1	7	202		16	22	228	71	60	28					
										1	6	3	2					
20	1				10	251		10		168	105	43	37					
1						3				2	3	2						
27	1			1	14	201		3		84	83	94	53					
						2						2						
											1	1						
14					9	137		2		148	52	52	23					
						2					1	1						
					1	1					7							
22	2		1	1	17	223		5		67	63	94	33			1		
						1				2	1	11	5					
3					13	358		7		425	210	28	29					
										5	1							
						1					6							

第8-4表 防火対象物数の状況

区分 団体名	合計	1		2				3		4	5		6			
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ
阿久比町	527	2	24		2		2		18	40		158	19	6	18	1
地上5階以上のもの	32											31				
地下を有するもの 及び地階のみのも	7		2									1				
東浦町	1,038		20		5		1	1	16	37		351	13	11	29	2
地上5階以上のもの	56											49				
地下を有するもの 及び地階のみのも	23											5		2		
南知多町	992		26		4				36	39	223	115	10	5	10	
地上5階以上のもの	54										29	17				
地下を有するもの 及び地階のみのも	73		2								44	14				
美浜町	785		25		3		2		36	39	28	335	9	3	13	1
地上5階以上のもの	14										2	8	1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	15								1	1	4					
武豊町	1,309		17		6		1		19	38	12	383	17	7	19	
地上5階以上のもの	52										2	37	1	1		
地下を有するもの 及び地階のみのも	16											1	4		1	
幸田町	1,352		31	2	4		1		31	69	7	385	23	5	37	6
地上5階以上のもの	24										3	12				
地下を有するもの 及び地階のみのも	31		3						1		2	5			2	
設楽町	186	10	1						1	5	18	10	4	5	5	1
地上5階以上のもの																
地下を有するもの 及び地階のみのも																
東栄町	123	1	10		2				6	7	10	4	4	3	5	
地上5階以上のもの	1												1			
地下を有するもの 及び地階のみのも																
豊根村	65		7						3		14	2	2	1	4	
地上5階以上のもの																
地下を有するもの 及び地階のみのも																



第8-4表 防火対象物数の状況

25.3.31現在

7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19
		イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
21	1				12	74		1		32	60	25	11					
											1							
1											2		1					
31	2				16	216		5		104	125	34	19					
											2	4	1					
1					1	4				1	7	2						
11	5				50	157		7		115	72	95	11			1		
						1				1		5	1					
					1	2					4	4	2					
10	3				32	82		2		28	54	67	12			1		
1						1						1						
1										1	6	1						
25	2			1	15	308		6		238	131	49	15					
						5					1	3	2					
						1					8	1						
32	2			2	39	279		8		97	174	67	51					
						2				1	2	3	1					
1	1					1		1			14							
12	2				3	15				4	46	42	2					
2	5				10	10					12	30	2					
3	1		2			4					12	9				1		

第8-5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	83,312	37,070	18,548	9,812	4,566	3,793	2,893	1,665	1,564	1,143	536	420
名古屋市	36,915	11,260	8,211	5,162	2,900	2,637	1,925	1,266	1,177	793	389	300
豊橋市	3,437	1,995	686	390	133	87	56	18	27	14	5	6
岡崎市	3,764	1,984	915	383	134	92	82	42	36	34	11	8
一宮市	3,438	1,884	748	316	137	90	103	37	50	29	15	15
瀬戸市	1,096	674	154	130	39	22	21	13	9	14	5	3
半田市	1,019	572	211	66	57	31	33	14	11	9	1	6
春日井市	3,358	1,668	733	519	133	87	87	24	27	41	14	11
豊川市	1,099	668	249	89	37	18	17	7	4	2	4	2
津島市	447	230	121	36	19	14	4	3	3	3	4	
碧南市	592	391	114	57	10	7	4	4	1	2		2
刈谷市	1,804	950	478	137	68	54	33	23	9	11	10	9
豊田市	3,822	1,925	916	423	165	123	95	32	39	30	15	13
安城市	1,840	893	453	178	66	64	57	25	24	17	11	3
西尾市	892	589	184	65	24	12	5	3	2	3		1
蒲郡市	870	590	158	45	25	15	14	8	5	3	5	1
犬山市	646	376	151	49	35	10	11	3	7	3		
常滑市	423	263	74	32	14	9	12	9	1	2	1	2
江南市	817	437	164	153	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,556	811	392	136	56	42	35	22	16	20	9	2
稲沢市	1,082	560	272	104	34	27	33	7	13	12	5	3
新城市	198	136	46	8	6	1	1					
東海市	1,358	678	357	166	53	40	18	13	8	7	2	3
大府市	929	545	227	59	21	28	14	6	4	6	1	4
知多市	633	362	127	98	20	9	6	2	3	5		
知立市	872	461	190	141	20	17	20	4	7	2	3	1
尾張旭市	773	439	160	48	38	35	26	4	2	10	4	2
高浜市	372	220	98	32	8	6	1	2	1	1		1
岩倉市	618	316	130	101	18	14	10	10	6	2	2	2
豊明市	740	415	142	101	20	23	11	8	4	4	3	1
日進市	706	370	134	77	25	24	26	9	14	5	4	4
田原市	283	183	63	19	11	3	2	1		1		
愛西市	176	117	37	11	2	3	1		2	1		1
清須市	935	553	248	56	28	19	14	3	4	4	2	1
北名古屋市	870	569	171	62	23	9	13	4	5	5	2	2
弥富市	318	204	55	16	19	6	8	2	4	3		
みよし市	431	243	86	41	18	9	17	3		9	2	1
あま市	618	373	142	33	23	16	12	4	5	8		
長久手市	682	394	153	36	30	25	8	7	5	6	2	5
東郷町	250	137	30	45	5	7	17	1	2	3	1	
豊山町	211	128	48	16	2	6	4	2		4		
大口町	212	124	67	13	5	3						
扶桑町	184	132	41	4	3	2		1		1		
大治町	290	191	65	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	357	200	69	26	18	10	11	2	10	2	1	
飛島村	95	69	18	6	2							
阿久比町	108	55	21	26	1	1		1	1	1	1	
東浦町	213	122	35	23	10	7	7	1	1	4	1	

第8-5表 中高層建築物数の状況

25.3.31現在(単位:棟)

14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
715	472	16	9	16	9	12	7	7	3	6	6	24
490	319	12	6	13	7	6	4	6	3	4	5	20
12	3	1		2			1					1
21	18	1				2						1
7	4			1		1	1					
6	6											
2	5		1									
7	7											
1	1											
10												
12	9	1										
20	24				1		1					
28	16		1			1		1		1	1	
1	2					1						
					1							
	1											
2	2											
10	4											
10	3	1										1
6	6											
9	4											
6	8											
	1											
4	2											
	5											
2												
4	2		1									
3	5											
8	4					1				1		
1												
3												
5												
1												
2												
1	1											
4	7											
1	1											
1												
4												
6	2											
2												

第8-5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
南知多町	276	172	50	16	12	6	7	1	6	1		1
美浜町	139	99	26	9	2	2		1				
武豊町	272	159	61	27	14	5	2	2	1			1
幸田町	253	168	61	11	2	3	3	1	2	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	6	4	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

25.3.31現在(単位:棟)

14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
3												1

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

25.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査			
	総数	地上5階未満(地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち			地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物平成24年度中	検査済平成24年度中	
					地下1階	地下2階	地下3階以上						
1	イ	157	151	6	157	21	2			86	132	9	7
	ロ	3,561	3,519	42	3,561	101	5	1		906	1,819	84	58
2	イ	91	89	2	91	5				23	29	2	
	ロ	646	612	34	646	22	3			191	528	16	15
	ハ	64	42	22	64	11	1			49	45		
	ニ	272	256	16	272	12	1			168	219	44	35
3	イ	110	108	2	110	15				31	76	1	1
	ロ	5,974	5,858	115	5,973	131	4		1	2,143	1,984	112	92
4		9,606	9,474	130	9,604	156	8	3	2	3,812	5,402	371	276
5	イ	1,439	979	460	1,439	213	25	3		1,088	1,149	89	69
	ロ	74,152	57,282	16,868	74,150	1,872	104	9	2	10,721	38,848	1,013	850
6	イ	3,483	3,183	300	3,483	219	15			840	2,315	198	177
	ロ	1,562	1,404	158	1,562	89	1	1		1,179	1,560	233	210
	ハ	3,130	3,100	30	3,130	50	1	1		1,507	2,239	204	159
	ニ	848	848		848	39				270	739	40	30
7		7,491	6,974	517	7,491	423	31	5		1,152	5,930	427	332
8		316	309	7	316	45	9			150	230	14	12
9	イ	47	45	2	47	5				24	21		
	ロ	157	157		157	4				43	43	3	2
10		232	216		216	12	62	22	16	88	166	42	41
11		3,484	3,465	19	3,484	181	9	3		574	907	38	33
12	イ	38,685	38,345	337	38,682	202	8	4	3	5,956	20,118	966	693
	ロ	14	12	2	14	3	2			10	34	6	1
13	イ	2,406	2,300	74	2,374	81	19	4	32	296	1,426	42	36
	ロ	31	31		31					2	11		
14		21,180	20,932	246	21,178	128	5	1	2	2,829	9,625	257	216
15		22,132	20,049	2,075	22,124	1,554	218	82	8	3,733	8,622	681	545
16	イ	21,130	16,920	4,209	21,129	1,577	203	78	1	8,945	15,259	1,067	887
	ロ	10,118	8,096	2,020	10,116	433	29	6	2	2,110	3,693	144	119
16の2		10							10	110	5	1	
16の3		1							1		1		
17		215	214	1	215	3	1			86	56	3	3
18		25	25		25					1	3		
19													
20													
合計		232,769	204,995	27,694	232,689	7,607	766	223	80	49,123	123,234	6,107	4,899

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備					
	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		経過 措置	違反	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		違反
				32条 適用	17条の 2の5等 適用						32条 適用	17条の 2の5等 適用	
1	イ	157	154	1	2		1	8	8				
	ロ	1,813	1,663	17	147		3	20	20				
2	イ	44	38	4	1		5						
	ロ	532	523	10	3		6						
	ハ	66	63	1	1		2						
	ニ	264	252	30	3		9						
3	イ	150	143	1	1		6						
	ロ	2,231	2,071	109	73		87	2	2				
4		5,171	4,930	139	84		157	36	34		2		
5	イ	1,579	1,566	69	1		12	25	25				
	ロ	35,930	23,716	316	11,942	231	41	9	9				
6	イ	2,165	2,083	32	59		23	67	66		1		
	ロ	1,631	1,624	23	2		5	7	7				
	ハ	2,338	2,325	34	5		8	6	6				
	ニ	949	946	10	1		2						
7		6,093	6,068	47	7	12	6	4	4				
8		217	215	1		1	1						
9	イ	38	38	2									
	ロ	26	26	1									
10		198	196		1	1							
11		404	375	9	3	17	9	1	1				
12	イ	19,325	16,519	585	485	1,138	1,183	3	3				
	ロ	12	12										
13	イ	1,225	1,078	4	133	1	13						
	ロ	32	28		3	1							
14		8,862	8,011	230	357	231	263	2	2				
15		7,916	7,630	75	209	52	25	25	25				
16	イ	11,994	9,179	483	2,231		584	178	177	1	1		
	ロ	2,754	2,549	155	148	15	42	2	2				
16の2		10	10					6	6				
16の3		1	1										
17		208	165	3	27		16						
18													
19													
20													
合計		114,335	94,197	2,391	15,929	1,700	2,509	401	397	1	4		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備					
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用	
1	イ	42	40		2			2	80	77		1		2
	ロ	55	53		2				337	324	8	8		5
2	イ	1	1						5	1				4
	ロ	55	51		2		2	4	127	123				4
	ハ								1	1				
	ニ	2	2						15	4	1			11
3	イ								14	13	1	1		
	ロ	3	2	2			1		77	46	3	4		27
4		466	456	13	2		8	5	662	546	13	17		99
5	イ	81	79				2	5	427	408	5	2		17
	ロ	1,528	228		1,299		1	1	9,123	1,619	11	7,462	23	19
6	イ	307	300	7	6		1	9	353	342	3	6		5
	ロ	1,263	1,247	12	7		9	7	74	70		4		
	ハ	41	40	1	1				187	173	1	7		7
	ニ	7	7						92	83		7		2
7		31	31						4,328	4,306	17	12	5	5
8		2	2						95	90		3	1	1
9	イ	1	1						14	14				
	ロ								13	10		1		2
10		85	85						128	122		6		
11		6	6						151	102	2	17	17	15
12	イ	45	45					1	7,064	5,281	112	261	557	965
	ロ	1	1						5	5				
13	イ	6	6						13	11		1		1
	ロ								4	4				
14		65	57		8			3	2,730	2,188	56	213	84	245
	ラック	32	27		5			1						
15		147	145		2			1	2,787	2,537	25	204	19	27
16	イ	777	754	31	18		5	16	1,248	1,094	43	97		57
	ロ	46	36	1	10			1	591	500	38	56	3	32
16の2		9	9						9	8		1		
16の3		1	1											
17									4	4				
18														
19														
20														
合計		5,073	3,685	67	1,359		29	55	30,758	20,106	339	8,391	709	1,552



第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	4	4			19	19					
	ロ	19	19			58	58	1				
2	イ	1	1			1	1					
	ロ	14	14			88	87				1	
	ハ	2	2			1	1					
	ニ	1	1			6	6					
3	イ	11	11			2	2					
	ロ	187	185		1	17	16				1	
4		37	35			430	428	2	2			
5	イ	67	67	1		155	149	1	1		5	
	ロ	709	677		2	30	1,752	1,743	4	7	2	
6	イ	47	46			1	126	125		1		
	ロ	20	20				58	58				
	ハ	68	67			1	13	13				
	ニ	20	20				1	1				
7		18	18			114	113		1			
8		5	5			25	25					
9	イ	8	8			4	4	1				
	ロ	64	64			2	2					
10						14	12		2			
11		49	46		3		15	15				
12	イ	116	113	1		3	1,038	1,007	7	12	7	12
	ロ						3	3				
13	イ						1,769	1,746	5	13	2	8
	ロ						23	19			4	
14		16	16			99	97	2			2	
15		48	48			1,332	1,302	7	26	2	2	
16	イ	138	135	2	1	2	923	918	11	5		
	ロ	34	32	1		2	317	317	4			
16の2						6	6					
16の3												
17		6	6			1	1					
18												
19												
20												
合計		1,709	1,660	5	7	42	8,412	8,294	45	70	15	33

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

25.3.31現在

防火 対象物の 区分	非常警報設備						屋外消火栓設備					
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	115	105		10		6	6				
	ロ	2,346	2,017	12	318	11	5	5				
2	イ	73	35		33	5	1	1				
	ロ	351	342			9	1	1				
	ハ	82	7	1	74	1						
	ニ	64	63	1		1						
3	イ	12	11	1		1						
	ロ	3,637	3,531	91	16	90	1	1				
4		2,857	2,791	38	12	54	37	36				1
5	イ	341	340	6		1	4	4				
	ロ	9,789	6,195	40	3,540	54	34	23	10			1
6	イ	878	869	3	3	6	16	15	1			
	ロ	260	259		1		3	3	1			
	ハ	451	442	2	8	1	2	2				
	ニ	294	292		2		1	1				
7		3,119	3,098	10	8	13	48	42	6			
8		140	137			3	5	5				
9	イ	30	30									
	ロ	63	47	2	13	3	1	1				
10		49	49				1	1				
11		1,209	1,066	21	82	61	44	42	2			
12	イ	529	495	3	4	30	1,983	1,865	22	19	20	79
	ロ	2	2									
13	イ	34	33			1	7	7				
	ロ	1	1									
14		118	115	2		3	803	775	9	10	2	16
15		2,887	2,805	12	37	45	229	216		11		2
16	イ	4,938	4,723	159	44	171	30	28	2			
	ロ	936	861	20	27	48	59	56	1		1	2
16の2		10	10									
16の3												
17		16	16				8	8				
18												
19												
20												
合計		35,631	30,787	424	4,232	612	3,329	3,144	33	61	23	101

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	誘導灯						非常コンセント設備					
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	144	134	2	9	1	1	1				
	ロ	3,183	2,929	26	248	6	1	1				
2	イ	76	72	3	1	3						
	ロ	630	626	12	2	2	1	1				
	ハ	80	74	5		6						
	ニ	279	277	24		2	1	1				
3	イ	101	95	3		6						
	ロ	6,820	6,674	208	61	85	10	10				
4		9,282	9,076	169	68	138	5	5				
5	イ	1,378	1,375	53	1	2	54	54				
	ロ	5,327	3,788	43	1,525	14	2,907	2,906	10	1		
6	イ	3,408	3,392	38	4	12	33	33				
	ロ	1,607	1,585	15	14	8	3	3				
	ハ	2,891	2,815	17	53	23	3	3				
	ニ	781	770	7	10	1						
7		1,437	1,417	46	12	8	20	20				
8		156	154	2		2	1	1				
9	イ	51	51	2								
	ロ	70	68	2	1	1						
10		143	141		2		9	9				
11		330	284	8	15	31						
12	イ	4,173	3,689	72	131	353						
	ロ	107	107									
13	イ	530	509	6	14	7	2	2				
	ロ	17	16		1							
14		2,919	2,540	44	202	177	1	1				
15		6,384	6,102	40	221	61	104	104	1			
16	イ	14,518	14,201	597	132	185	201	201	2			
	ロ	2,196	2,115	66	41	40	73	73				
16の2		26	26				6	5		1		
16の3		1	1									
17		7	6		1		1	1				
18												
19												
20												
合計		69,052	65,109	1,510	2,769	1,174	3,437	3,435	13	2		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	27	25		2		9	9					
	ロ	551	508	4	38		16	15		1			
2	イ	15	14	1			1	1					
	ロ	167	162	3	1		18	17	1	1			
	ハ	45	44	3									
	ニ	119	117	1									
3	イ	34	33	1									
	ロ	1,239	1,177	84	3								
4		459	435	11	3		240	217	2	17		6	
5	イ	555	542	17	3								
	ロ	21,534	21,034	217	464								
6	イ	633	627	3	5								
	ロ	394	388	2	5								
	ハ	629	597	4	27								
	ニ	312	297	1	9								
7		2,750	2,734	16	7							9	
8		30	29									1	
9	イ	9	9										
	ロ	5	5										
10		1	1				74	69		5			
11		133	130	1	1							2	
12	イ	426	417	4	1							8	
	ロ	4	4										
13	イ	3	3				31	27		3		1	
	ロ	1	1				1	1					
14		190	187		1							2	
15		2,266	2,242	19	4							20	
16	イ	4,461	4,350	200	35		216	206	2	8		2	
	ロ	1,439	1,408	70	8		13	12		1			
16の2							7	5		2			
16の3													
17		2	1		1								
18													
19													
20													
合計		38,433	37,521	662	618		294	626	579	5	38		9

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		7	7					
	ロ	3	2		1		22	22					
2	イ												
	ロ	1	1				27	27	1				
	ハ						4	4					
	ニ						7	7					
3	イ												
	ロ						58	58	1				
4		9	4		5		76	76	2				
5	イ	5	3		2		327	327	2				
	ロ	101	49		52		9,533	9,528	114	5			
6	イ	5	3		2		160	160	1				
	ロ						51	51					
	ハ	2	1		1		11	11					
	ニ												
7		49	33		15	1	287	287					
8		12	11		1		4	4					
9	イ												
	ロ												
10		28	7		18		15	15				3	
11		5	2		3		9	9					
12	イ	16	16				146	139		4	1	2	
	ロ	1	1				2	2					
13	イ	5	4		1		96	96	1				
	ロ												
14		6	5		1		100	98				2	
15		191	132		55	2	2	1,134	1,129	10	4	1	
16	イ	44	29		14		1	1,465	1,461	77	3	1	
	ロ	18	13		3		2	733	733	40			
16の2		5			5		6	6					
16の3													
17													
18							21	19		2			
19													
20													
合計		507	316		180	3	8	14,301	14,276	249	18	1	6

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

25.3.31現在

防火 対象物の 区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ						7	7					
	ロ						3	3					
2	イ						1	1					
	ロ						3	3					
	ハ												
	ニ												
3	イ												
	ロ	1	1				1	1					
4		5	5				63	63	1				
5	イ	4	3			1	5	5					
	ロ	79	27		52		70	69		1			
6	イ	5	5				44	44	1				
	ロ						9	9	1				
	ハ	1	1				2	2					
	ニ												
7		14	12		2		47	35		12			
8		1	1										
9	イ												
	ロ												
10							1	1					
11		46	45		1		3	3					
12	イ	864	860	6	1	1	2	920	908	14	2	3	7
	ロ												
13	イ	4	4					41	36			2	3
	ロ							1	1				
14		171	170	3		1		164	161		3		
15		160	158				2	187	178		8		1
16	イ	11	10		1			97	96				1
	ロ	12	12					32	32				
16の2													
16の3													
17		4	4										
18													
19													
20													
合計		1,382	1,318	9	57	2	5	1,701	1,658	17	26	5	12

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常電源						
	設置済				既存 不適合	違反	
	専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのうち いずれかの設置 義務のあるもの	B、C、Dのうちい ずれかの設置義 務のあるもの
1	イ	5	80	3	1		1
	ロ	28	288	22	1		4
2	イ		2				1
	ロ	13	137	6			5
	ハ						
	ニ	1	2	1			
3	イ	8	4				
	ロ	17	33	16			3
4		91	799	40			36
5	イ	41	384	42			8
	ロ	3,079	195	71	16		8
6	イ	39	428	43			6
	ロ	54	697	22			4
	ハ	61	126	10			5
	ニ	24	55	2			3
7		3,113	196	24	1	45	3
8		44	30	7			
9	イ	3	8				
	ロ	8	1				1
10		83	9	3			
11		55	16	3		2	8
12	イ	4,340	369	106		312	18
	ロ	2	3	1		1	2
13	イ	189	75	209			2
	ロ	6	7	8			
14		1,768	107	13		96	8
15		1,426	723	439		26	25
16	イ	318	1,097	215			19
	ロ	408	61	52		1	2
16の2		4	6	2			
16の3			1				
17		5	3	1			
18							
19							
20							
合計		15,233	5,942	1,361	3	499	137

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物						
	総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		要点検対象物			報告済対象物			
		特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等		1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等					
1	イ	158	57	1	101		124	40	1	84		101		1	82		1
	ロ	3,742	3,239	25	503	15	2,347	1,929	16	418	8	503	15	25	404	8	16
2	イ	86	80	6	6		20	19	3	1		6		6	1		3
	ロ	659	378	9	281	4	361	150	5	211	1	281	4	9	209	1	5
	ハ	74	74	34			48	46	22	2				34	2		22
	ニ	282	244	17	38	3	163	131	16	32	1	38	3	17	31	1	16
3	イ	110	99	6	11	3	46	37	3	9	4	11	3	6	9	4	3
	ロ	6,978	6,900	260	78	10	2,480	2,428	118	52	5	78	10	260	51	5	118
4		9,797	8,020	155	1,777	67	4,424	3,135	64	1,289	37	1,777	67	155	1,276	37	64
5	イ	1,426	768	148	658	85	968	460	101	508	77	658	85	148	499	77	101
	ロ	71,371	50,297		21,074		38,538	23,213		15,325		20,596			15,164		
6	イ	3,481	2,678	73	803	69	1,957	1,290	53	667	51	803	69	73	654	51	53
	ロ	1,633	863	47	770	30	1,323	689	37	634	26	770	30	47	625	26	37
	ハ	3,339	2,732	37	607	6	2,456	1,933	30	523	5	607	6	37	511	5	30
	ニ	872	531	14	341	11	665	380	10	285	11	341	11	14	278	11	10
7		7,422	2,685		4,737		5,938	1,997		3,941		4,596			3,845		
8		305	170		135		250	132		118		132			116		
9	イ	47	20		27		30	10		20		27			20		
	ロ	162	149		13		88	77		11		12			9		
10		238	117		121		189	80		109		120			108		
11		3,085	2,778		307		1,225	995		230		299			221		
12	イ	38,059	27,287		10,772		14,622	8,150		6,472		10,281			6,225		
	ロ	14	9		5		11	6		5		5			5		
13	イ	2,571	1,639		932		1,513	899		614		908			612		
	ロ	32	8		24		15	6		9		24			9		
14		21,137	16,772		4,365		8,422	5,752		2,670		4,212			2,602		
15		20,080	14,219		5,861		11,205	6,817		4,388		5,645			4,267		
16	イ	19,863	15,031	376	4,832	130	8,849	5,252	235	3,597	97	4,832	130	376	3,581	97	235
	ロ	8,565	6,295		2,270		3,777	2,070		1,707		2,231			1,687		
16の2		11	5		6		10	4		6		6		6			
16の3		4	3		1							1					
17		208	200		8		151	143		8		8		8			
18		18	11		7		2			2		7		2			
19																	
20																	
特定防火 対象物計		52,562	41,722	1,208	10,840	433	26,271	17,933	714	8,338	323	10,840	433	1,208	8,239	323	714
非特定防火 対象物計		173,267	122,636		50,631		85,946	50,337		35,609		49,076			34,880		
合計		225,829	164,358	1,208	61,471	433	112,217	68,270	714	43,947	323	59,916	433	1,208	43,119	323	714

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。



第8-9表 防災物品使用状況

25.3.31現在

防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン等				じゅうたん等				合 板				
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			
1	イ	154	114	39	1	90	5	58	1	23	1	120	10	
	ロ	3,545	2,211	181	933	220	1,241	153	1,846	305	133	27	3,047	338
2	イ	90	45	12	25	8	35	10	35	10	12		72	6
	ロ	662	270	39	326	27	197	31	401	33	27	2	600	33
	ハ	61	42	2	14	3	38	1	19	3	1		56	4
	ニ	275	106	15	143	11	67	12	181	15	5	2	247	21
3	イ	118	59	13	42	4	53	9	54	2	4		113	1
	ロ	5,999	2,515	359	2,778	347	1,123	282	4,129	465	142	51	5,302	504
4		10,180	3,200	321	5,876	783	1,701	378	7,222	879	381	60	8,797	942
5	イ	1,459	1,084	177	133	65	933	157	291	78	55	47	1,242	115
6	イ	3,856	2,492	178	989	197	1,217	141	2,194	304	136	20	3,441	259
	ロ	1,534	1,204	80	160	90	716	53	665	100	55	1	1,358	120
	ハ	3,137	2,235	203	515	184	1,331	169	1,409	228	125	35	2,652	325
	ニ	855	657	39	135	24	386	35	396	38	39	15	734	67
9	イ	52	36	2	11	3	32	1	15	4			51	1
12	ロ	28	14		13	1	12		15	1	7		21	
16	イ	22,927	8,215	893	12,097	1,722	5,564	896	14,703	1,764	728	61	20,698	1,440
	ロ	483	28	5	213	237	18	4	224	237	7	2	448	26
16の2		2	1		1				2				2	
16の3		2		1	1				2				2	
高層建築物		1,866	732	141	587	406	648	159	649	410	103	5	1,421	337
合計		59,164	25,261	2,661	25,031	6,211	15,402	2,496	34,510	4,877	1,983	329	50,424	4,549

第8-10表 建築同意事務処理状況

平成24年4月1日～平成25年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	12,911	2,529	15,440					15,440
増築	944	543	1,487					1,487
改築	7	21	28					28
移転	1		1					1
修繕	2	1	3					3
模様替	1	1	2					2
用途変更	29	88	117					117
その他	380	64	444					444
合計	14,275	3,247	17,522					17,522

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

25.3.31現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数		
	第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	
		複数 権原		複数 権原									
1	イ	89	1	1		35	1	37		44	1	23	
	ロ	1,040	36	17		550	7	221	5	590	7	101	5
2	イ	1	1	7	3								
	ロ	280	11	8		177	4	19		193	3	12	
	ハ			27	9		18				24		
	ニ	29		22	2	23	12			23	13		
3	イ	3		6			1	1	1		1	1	
	ロ	36	5	237	17	16	97	1	3	28	110	3	3
4		847	61	155	5	469	51	148	3	581	62	110	2
5	イ	124	11	197	6	69	93	29	30	85	94	23	24
6	イ	167	5	90	2	78	35	44	23	89	37	31	19
	ロ	22	2	53	4	10	29	4	2	10	34	4	2
	ハ	69	2	29	1	27	16	15	9	29	17	5	8
	ニ	119		16		65	12	27	2	68	12	21	2
9	イ	22	1			11		2		15		2	
16	イ	1,426	667	445	259	594	155	230	19	5,458	744	1,387	23
16の2		4	4					1		71	7	449	
合計		4,278	807	1,310	308	2,124	531	779	97	7,284	1,166	2,172	88

第8-12表 平成24年度消防設備士試験実施状況

消防設備士 試験の区分		試 験 申請者数 (ア)	試 験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (エ)	合格率 (エ)/(ウ)	合格者数 (オ)	最 終 合格率 (オ)/(イ)
甲 種	特類	63	55	7	12.7	-	-	7	12.7
	第1類	526	398	159	39.9	70	44.0	70	17.6
	第2類	140	124	67	54.0	35	52.2	35	28.2
	第3類	144	117	52	44.4	20	38.5	20	17.1
	第4類	891	689	378	54.9	178	47.1	178	25.8
	第5類	171	142	76	53.5	33	43.4	33	23.2
	小計	1,935	1,525	739	48.5	336	45.5	343	22.5
乙 類	第1類	149	131	78	59.5	35	44.9	35	26.7
	第2類	38	32	18	56.3	16	88.9	16	50.0
	第3類	50	43	28	65.1	15	53.6	15	34.9
	第4類	466	377	250	66.3	151	60.4	151	40.1
	第5類	73	61	39	63.9	20	51.3	20	32.8
	第6類	1,264	1,075	615	57.2	416	67.6	416	38.7
	第7類	258	223	167	74.9	39	※ 70.9	151	67.7
	小計	2,298	1,942	1,195	61.5	692	57.9	804	41.4
合 計		4,233	3,467	1,934	55.8	1,028	53.2	1,147	33.1

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成24年度)

年度	区分 種別	合計	甲種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41 5 19	申請者数	139,657	73,248	215	24,393	5,123	5,186	35,072	3,259
	受験者数	121,930	63,093	196	20,606	4,441	4,406	30,548	2,896
	合格者数	49,287	23,126	22	6,323	2,038	1,675	11,900	1,168
	合格率	40.4	36.7	11.2	30.7	45.9	38.0	39.0	40.3
	免状交付数	49,014	23,351	27	6,413	2,064	1,697	11,953	1,197
20	申請者数	3,410	1,725	70	489	84	114	860	108
	受験者数	2,930	1,440	60	398	73	94	727	88
	合格者数	1,054	388	15	106	31	32	181	23
	合格率	36.0	26.9	25.0	26.6	42.5	34.0	24.9	26.1
	免状交付数	1,027	374	12	103	32	32	172	23
21	申請者数	4,167	2,116	60	641	121	134	1,032	128
	受験者数	3,565	1,764	54	525	103	107	858	117
	合格者数	1,207	550	5	113	47	26	336	23
	合格率	33.9	31.2	9.3	21.5	45.6	24.3	39.2	19.7
	免状交付数	1,192	544	4	113	46	26	332	23
22	申請者数	3,583	1,716	53	518	115	122	774	134
	受験者数	3,052	1,430	46	418	98	111	644	113
	合格者数	976	388	8	117	33	22	187	21
	合格率	32.0	27.1	17.4	28.0	33.7	19.8	29.0	18.6
	免状交付数	963	382	7	116	33	22	183	21
23	申請者数	4,657	2,260	82	617	175	165	1,031	190
	受験者数	3,790	1,771	71	454	148	135	820	143
	合格者数	1,241	485	16	91	36	46	238	58
	合格率	32.7	27.4	22.5	20.0	24.3	34.1	29.0	40.6
	免状交付数	1,202	467	16	88	36	44	226	57
24	申請者数	4,233	1,935	63	526	140	144	891	171
	受験者数	3,467	1,525	55	398	124	117	689	142
	合格者数	1,147	343	7	70	35	20	178	33
	合格率	33.1	22.5	12.7	17.6	28.2	17.1	25.8	23.2
	免状交付数	1,100	338	7	68	35	19	176	33
累計	申請者数	159,707	83,000	543	27,184	5,758	5,865	39,660	3,990
	受験者数	138,734	71,023	482	22,799	4,987	4,970	34,286	3,499
	合格者数	54,912	25,280	73	6,820	2,220	1,821	13,020	1,326
	合格率	39.6	35.6	15.1	29.9	44.5	36.6	38.0	37.9
	免状交付数	54,498	25,456	73	6,901	2,246	1,840	13,042	1,354

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成24年度)

種別	区分	乙種							試験日	
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		第7類
申請者数		66,409	6,434	1,761	2,219	10,514	1,811	27,696	15,974	
受験者数		58,837	5,757	1,580	2,000	9,022	1,619	24,694	14,165	
合格者数		25,306	1,786	533	585	3,053	719	10,028	8,602	
合格率		43.0	31.0	33.7	29.3	33.8	44.4	40.6	60.7	
免状交付数		25,663	1,814	535	589	3,087	727	10,286	8,625	
申請者数		1,685	133	37	40	373	58	932	112	(財)消防試験研究センターに委任 H20.8.31 H20.9.7
受験者数		1,490	113	34	34	328	56	829	96	
合格者数		666	44	14	9	136	33	360	70	
合格率		44.7	38.9	41.2	26.5	41.5	58.9	43.4	72.9	
免状交付数		653	45	14	9	134	31	352	68	
申請者数		2,051	149	37	36	445	54	1,196	134	(財)消防試験研究センターに委任 H21.9.6 H21.9.13
受験者数		1,801	122	34	32	383	50	1,053	127	
合格者数		657	44	11	13	138	20	337	94	
合格率		36.5	36.1	32.4	40.6	36.0	40.0	32.0	74.0	
免状交付数		648	44	10	13	137	19	333	92	
申請者数		1,867	118	38	31	394	52	1,081	153	(財)消防試験研究センターに委任 H22.9.5 H22.9.12
受験者数		1,622	100	35	28	326	47	941	145	
合格者数		588	19	12	6	135	19	303	94	
合格率		36.3	19.0	34.3	21.4	41.4	40.4	32.2	64.8	
免状交付数		581	18	12	6	129	20	303	93	
申請者数		2,397	157	38	55	452	63	1,418	214	(財)消防試験研究センターに委任 H23.9.4 H23.12.18
受験者数		2,019	123	33	46	368	56	1,210	183	
合格者数		756	31	8	16	137	23	413	128	
合格率		37.4	25.2	24.2	34.8	37.2	41.1	34.1	69.9	
免状交付数		735	29	8	16	137	22	399	124	
申請者数		2,298	149	38	50	466	73	1,264	258	(財)消防試験研究センターに委任 H24.8.26 H24.12.23
受験者数		1,942	131	32	43	377	61	1,075	223	
合格者数		804	35	16	15	151	20	416	151	
合格率		41.4	26.7	50.0	34.9	40.1	32.8	38.7	67.7	
免状交付数		762	35	16	15	140	19	397	140	
申請者数		76,707	7,140	1,949	2,431	12,644	2,111	33,587	16,845	
受験者数		67,711	6,346	1,748	2,183	10,804	1,889	29,802	14,939	
合格者数		28,777	1,959	594	644	3,750	834	11,857	9,139	
合格率		42.5	30.9	34.0	29.5	34.7	44.2	39.8	61.2	
免状交付数		29,042	1,985	595	648	3,764	838	12,070	9,142	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区 分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50 5 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～24年度

年度	区分	講習実施区分				計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	
9～ 14	受講申請者数		5,995	8,977	5,672	20,644
	受講者数		5,871	8,787	5,594	20,252
	欠席者数		124	190	78	392
15	受講申請者数		831	1,192	835	2,858
	受講者数		816	1,171	827	2,814
	欠席者数		15	21	8	44
16	受講申請者数		1,019	1,347	1,120	3,486
	受講者数		999	1,330	1,105	3,434
	欠席者数		20	17	15	52
17	受講申請者数		1,214	1,802	974	3,990
	受講者数		1,181	1,767	957	3,905
	欠席者数		33	35	17	85
18	受講申請者数		936	1,724	1,078	3,738
	受講者数		914	1,684	1,061	3,659
	欠席者数		22	40	17	79
19	受講申請者数	35	894	1,443	1,077	3,449
	受講者数	34	883	1,419	1,064	3,400
	欠席者数	1	11	24	13	49
20	受講申請者数	20	822	1,209	875	2,926
	受講者数	20	809	1,189	860	2,878
	欠席者数	0	13	20	15	48
21	受講申請者数	13	1,087	1,364	1,187	3,651
	受講者数	13	1,059	1,345	1,167	3,584
	欠席者数	0	28	19	20	67
22	受講申請者数	26	1,116	1,708	1,067	3,917
	受講者数	26	1,099	1,670	1,055	3,850
	欠席者数	0	17	38	12	67
23	受講申請者数	16	890	1,762	1,175	3,843
	受講者数	16	866	1,717	1,165	3,764
	欠席者数	0	24	45	10	79
24	受講申請者数	40	879	1,454	1,141	3,514
	受講者数	38	863	1,429	1,127	3,457
	欠席者数	2	16	25	14	57
累 計	受講申請者数	150	15,683	23,982	16,201	56,016
	受講者数	147	15,360	23,508	15,982	54,997
	欠席者数	3	323	474	219	1,019